

# 確実な再造林に向けた対策検討会議運営要領

(令和5年1月19日制定)

(改正：令和5年3月23日付け林第746号)

## (目的)

第1 人工林資源の循環利用と適切な森林整備を通じて、豊かな岡山の森林を次世代に継承するため、確実な再造林に向けた対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設け、関係者が対策を検討し、合意形成のもと一体となって対策を実行する。

## (協議事項)

第2 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 林業経営に適した森林や造林適地の選定等に関する事項
- (2) 再造林のコスト低減や省力化・効率化に関する事項
- (3) 伐採と再造林の連携に関する事項
- (4) 再造林の支援と管理体制に関する事項
- (5) その他必要事項

## (組織)

第3 検討会議の委員は、別表に掲げる組織で農林水産部林政課長が就任を依頼した者及び団体等から推薦された者とする。

- 2 検討会議には会長を置き、会長は会務を統轄する。
- 3 会長には農林水産部林政課長をもってあてる。

## (委員の任期)

第4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5 検討会議は会長が必要に応じ招集し、会長が議長になって運営する。

- 2 会長は会議の運営のため、必要に応じてアドバイザーの出席を求めることができる。

## (部会)

第6 検討会議に伐採・再造林連携推進検討会を置き、その運営は別に定めるところによる。

- 2 検討会議に森林経営計画策定推進検討会を置き、その運営は別に定めるところによる。

## (事務局)

第7 検討会議の事務局は林政課に置く。

## (その他)

第8 検討会議で合意形成された事項の実施については、事案に応じて当該事項を所掌する組織が主体となり、関係者と一体となって取り組む。

- 2 この要領に定めるもののほか検討会議の運営に必要な事項は、検討会議において別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年1月19日から施行する。

## 附 則 (令和5年3月23日付け林第746号)

この要領は、令和5年3月23日から施行する。

(別表)

確実な再造林に向けた対策検討会議委員

組 織	備 考
近畿中国森林管理局岡山森林管理署長	
近畿中国森林管理局森林技術・支援センター所長	
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター中国四国整備局長	
市長会（推薦）	
町村会（推薦）	
岡山県森林組合連合会（推薦）	
一般社団法人岡山県木材組合連合会（推薦）	
岡山県山林種苗協同組合（推薦）	
農林水産部林政課長	会 長
農林水産部治山課長	
県民局農林水産事業部森林企画課長	
農林水産総合センター森林研究所長	